

令和5年度第4回古賀市地域公共交通会議（法定協議会）

次第

1. 地域公共交通計画策定事業に係る評価について……………資料1

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業に関して、地域公共交通協議会による事業の実施状況の確認、評価を行い、その結果を1月末までに九州運輸局へ報告することとなっているため、承認を求めるものです。